

デマンド型交通（チョイソコ）実証実験の本格運行への移行について

資料 3-2

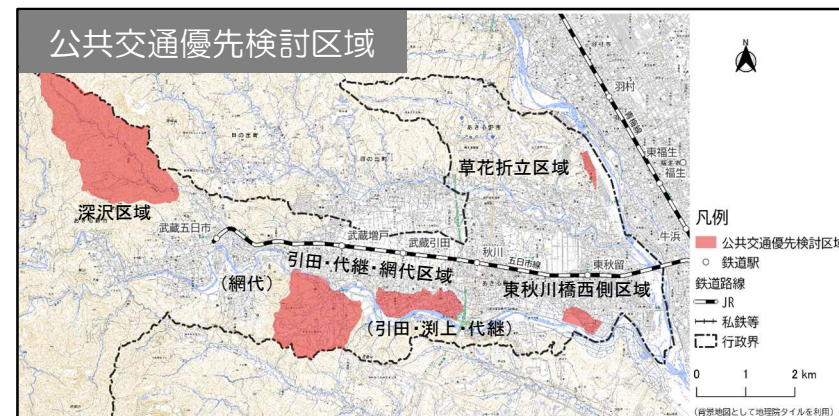
1 デマンド型交通実証実験の経過

- 市では、「あきる野市公共交通のあり方検討報告書」において、公共交通空白地域のうち、一定範囲を有し住宅が存在する4区域5地域を「公共交通優先検討区域」として位置付け、各区域における望ましい公共交通の在り方を検討
- ワークショップやアンケート調査等を通じ、地域特性やニーズに応じた公共交通の検討を進めていく中、令和4年3月以降、深沢区域を除く3区域4地域において、順次、**デマンド型交通（チョイソコあきる野）の実証実験を開始**

	公共交通優先検討区域	対象地域	実施期間
1	引田・代継・網代区域	網代地域 引田・湊上・上代継・下代継地域	令和4年3月～
2	東秋川橋西側区域	野辺・小川地域	令和5年4月～
3	草花折立区域	草花地域	令和5年10月～

【デマンド型交通実証実験の目的】

- ① 公共交通空白地域における市民の移動支援と生活の質の向上
- ② 既存公共交通の利用促進に向けた効果の検証
- ③ デマンド型交通の有効性と課題の検証



デマンド型交通（チョイソコ）実証実験の本格運行への移行について

2 本格運行への移行

（1）実証実験の期限

- デマンド型交通は、原則、道路運送法第4条許可により実施
- 本市では、道路運送法第21条許可により **期間を限定して実証運行として実施**
- 第21条許可の期限は **令和7年3月末**（延長不可）

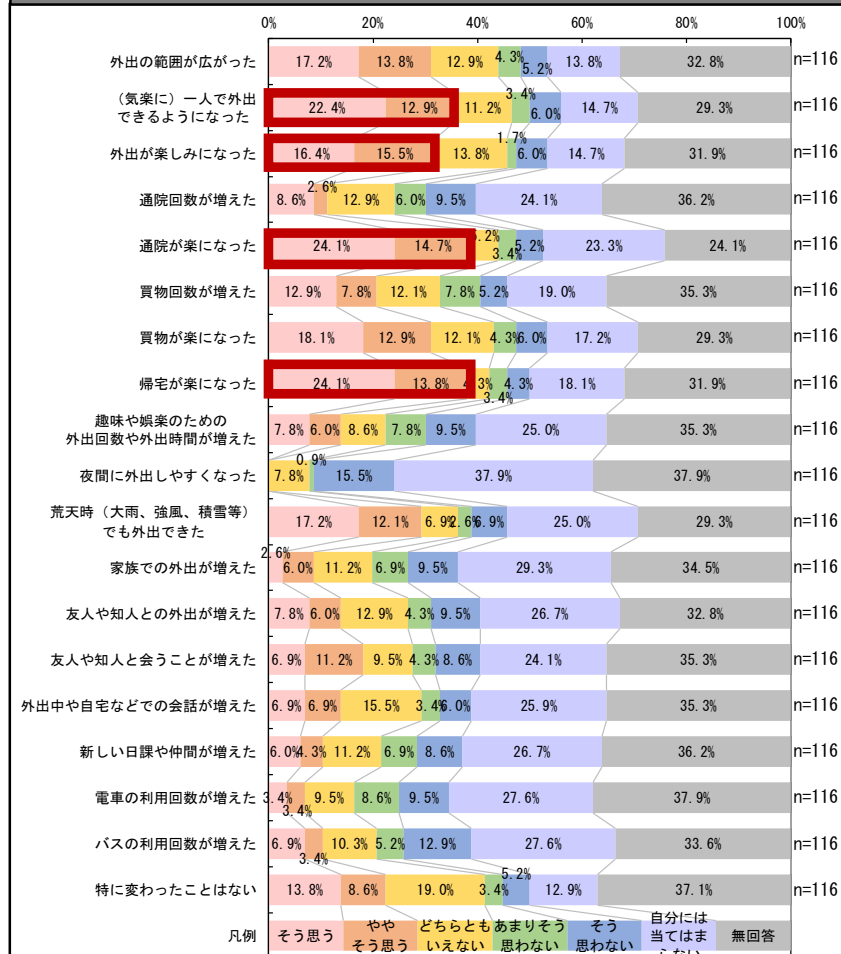
（2）実証実験の効果

- 会員数・利用数ともに徐々に増加傾向
⇒ 地域において定着しつつあり、**一定の需要**が見込まれる
- 利用者の日常生活の変化
⇒ 「通院／帰宅が楽になった」「（気楽に）一人で外出できるようになった」「外出が楽しみのようになった」などの回答が上位（アンケート調査結果）
⇒ 公共交通空白地域における **市民の移動支援と生活の質の向上に寄与**
- さらに、鉄道やバスへの乗り継ぎ利用も一定数あり
⇒ **既存の公共交通の利用促進効果**

（3）本格運行への移行

- 以上のことから、デマンド型交通（チョイソコ）を **令和7年4月から道路運送法第4条許可による運送（本格運行）に移行**

「デマンド型交通による日常生活の変化」
アンケート集計結果（R5年度・4地域計）



デマンド型交通（チョイソコ）実証実験の本格運行への移行について

3 本格運行に向けた実施方針

(1) 本格運行の実施方針

- 本格運行への移行に当たっては、**現行の実施体制・運行計画を基本**としつつ、**実証実験から得られた課題を踏まえ、必要な改善を講じながら実施**

(2) 実証実験における主な課題と本格運行に向けた変更点

① 更なる利用者の拡大

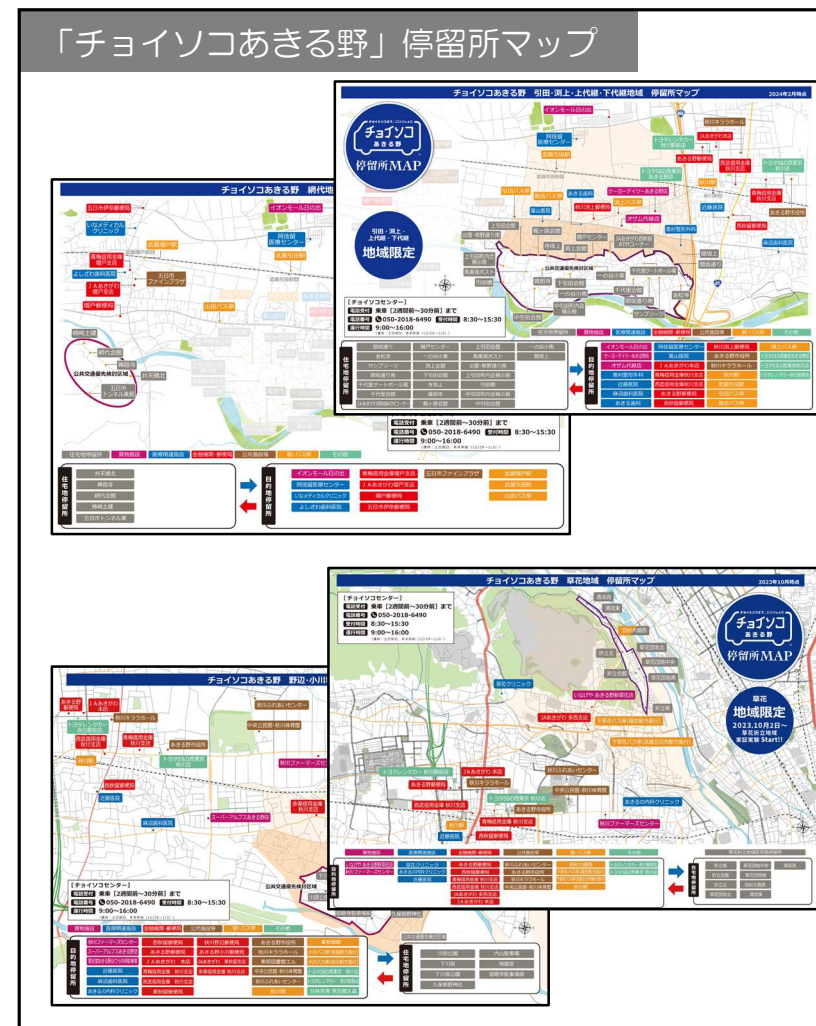
⇒ 安定した利用の確保のため、利便性の向上等による利用促進が必要

- **運行時間の延長**
…「運行時間を延長してほしい」といった希望が多数（アンケート調査結果）
【実証】 9：00～16：00 ⇒ 【本格】 8：00～18：00
- **停留所の追加**
…「目的地に直行するようになったら／自宅近くに停留所ができたなら利用したい」といった希望が多数（アンケート調査結果）
【本格】 ※各運行区域の範囲内において、地域の声等を基に追加に向けて調整

② 持続可能な公共交通の実現に向けた財源確保

⇒ 既存の交通事業者との共存を見据えた運賃の設定が必要

- **運賃の改定**
- … 路線バス（西東京バス） 初乗り運賃200円
 タクシー 初乗り運賃500円
- 【実証】1回200円 ⇒ 【本格】※今後、運賃協議分科会にて協議



デマンド型交通（チョイソコ）実証実験の本格運行への移行について

4 本格運行に向けた当面の予定

（１）利用者等からの意見収集

【令和6年10月～11月ごろ】

- 利用者、地域住民、利害関係者を対象に、**運賃に関する意見収集**を実施（道路運送法第9条第5項）

（２）運賃協議分科会の開催

【令和6年11月ごろ】

- 運賃の協議については、地域公共交通協議会の中では行うことができないため、**運賃協議分科会**において協議（道路運送法第9条第4項）

（３）令和6年度第3回地域公共交通協議会

【令和6年11月～12月ごろ】

- 運賃協議分科会の報告
- 運賃以外（事業計画等）に関する協議

（４）道路運送法第4条許可の申請

【令和6年12月まで】

- 地域公共交通協議会及び運賃協議分科会における協議結果を基に、運行事業者が国土交通省関東運輸局へ道路運送法第4条許可を申請

※ **標準処理期間3か月**

地域公共交通協議会で協議が調った事案については概ね2か月

本格運行に向けた当面の予定

【R6.10～11ごろ】

利用者等からの意見収集

【R6.11ごろ】

運賃協議分科会

【R6.11～12ごろ】

地域公共交通協議会

【R6.12まで】

第4条許可申請

申請後、許可まで
2～3か月

【R7.4】

本格運行の開始